別記様式第九号（第二十一条関係）

協議会設置申出書

年　月　日

都道府県知事　殿

漁業権者の住所
漁業権者の名称及び代表者の氏名　㊞

内水面漁業の振興に関する法律第35条第１項の規定により、下記のとおり協議会の設置を申し出ます。

記

1　共同漁業権の免許番号
2　共同漁業権に係る漁業種類及び漁業の名称
3　協議会の構成員に加えるべき者
4　協議内容

以　上

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百三十六号）附則第三条において読み替えて適用する法第三十条において準用する漁業法第五十八条の二第三項の農林水産省令で定める水産動植物の量は、平成二十六年度当初におけるこの省令による改正前の内水面漁業の振興に関する法律施行規則第五条の規定による養殖予定書に記載されたうなぎの量とする。

第三条　内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりうなぎ養殖業の許可を受けているものとみなされる者についてのこの省令による改正後の内水面漁業の振興に関する法律施行規則第十八条の規定の適用については、「別記様式第七号」とあるのは、「内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年農林水産省令第五十四号）による改正前の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第六号」とする。

第四条　この省令の施行前にこの省令による改正前の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第七号により提出された申出書は、この省令による改正後の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第九号により提出された申出書とみなす。